

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和2年8月26日

長野県松本児童相談所長 武田 弘子

1 入札の目的

設計業務の委託契約

2 業務名

松本児童相談所一時保護所個室化等改修工事設計業務

3 業務箇所

松本市波田

4 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 建築コンサルタント業務の入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による1級建築士事務所としての登録を受けていること。

イ 管理技術者として1級建築士を配置できること。

ウ 中信地区（木曾、松本又は北アルプス地域振興局管内）又は南信地区（諏訪、上伊那地域振興局又は南信州地域振興局管内）に本店を有する者であること。

エ 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(3) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

5 履行期間

契約日の翌日から約40日間

6 支払条件

(1) 前金払

原則として、1件の契約金額が50万円以上の業務について、契約金額の3割の範囲内で前金払をします。

(2) 部分払

行わない。

7 関係図書等の縦覧期間及び場所等

委託契約書（案）、設計図書及び入札心得を、令和2年8月26日（水）から令和2年9月2日（水）までの土曜日及び日曜日を除く毎日午前9時から午後5時まで次の場所において縦覧に供します。なお、業務箇所を確認する場合は、あらかじめ下記まで相談してください。

松本市波田 9986

長野県松本児童相談所

電話 0263 (91) 3370

8 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 令和2年9月7日(月) 午後2時
イ 場所 長野県松本児童相談所 会議室
 - (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
 - (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、上記4に掲げる資格を有することを証する書類に経営事項審査結果通知書を添付して、令和2年9月2日(水) 午後5時まで上記7の場所に提示し、確認を受けてください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
 - (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
なお、落札者が契約を締結しないときは、納付させないこととした金額に相当する金額を徴収するものとします。
 - (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
 - (8) 契約書作成の要否
必要とします。
 - (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。
- 9 その他
詳細は、入札心得によります。